

姫 監 公 表 第 2 号
平成 2 8 年 (2016 年) 2 月 1 8 日

姫路市監査委員	中澤	賢悟
同	田村	一美
同	今栄	進一
同	萩原	唯典

住民監査請求(郵送料の返還について)に係る監査の結果について

平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日に受付した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表します。

第1 監査の請求

1 請求人

姫路市 廣野 武男

2 請求年月日

本件郵送料の返還についての住民監査請求（以下「本件請求」という。）に係る請求書は、平成27年12月28日に提出されました。

3 請求人の主張

本件請求の要旨は、次のとおりです。

姫路市教育委員会城内図書館（以下「城内図書館」という。）より郵送されてきた公文書公開決定通知書等3通（以下「本件通知書」という。）の入った定形外郵便物（以下「本件郵便物」という。）の重量を確認すると、本件通知書は、姫路市の場合、通常定形封筒（25グラム以下）により郵便切手82円を貼付し定形郵便物として送付されるべきものであった。

しかしながら、城内図書館においては、定形外封筒（50グラム以下）を使用した。

そのうえに、本件郵便物は50グラム以下であるので、120円の郵便切手で足りるのに、さらに超過分の20円の郵便切手も貼付され、140円の郵便切手を貼付し送付されてきた。

本件郵便物の送付による財政的損失である郵便料金の超過額58円について、姫路市長は関係職員に対し返還を求めることを請求する。

4 事実を証する書面

請求人は、事実証明として、本件郵便物を提示し、その写しを添付しています。

5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成28年1月15日に受理しました。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

城内図書館の職員が本件通知書を定形郵便によらず定形外郵便により送付したことによる郵便料金の差額58円が、姫路市の損害にあたるかどうかについて、監査することとしました。

2 監査対象部局

城内図書館を監査対象部局としました。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年1月20日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えました。

それに基づき、本件請求に至った経緯を示す資料として調整方針調書兼調整結果報告書（合併関係）等の提出がありました。

また、請求人が陳述を行い、本件請求の補足説明を行いました。

なお、陳述の要旨は、次のとおりです。

- (1) 本庁の機関の場合は、行政管理課で一括処理しており、料金後納郵便になるので切手を貼ることはほとんどないが、出先機関は財政的な概念がないので、このようなことがおこる。市長が財政の軽減に尽力している中、この神経が理解できない。これは公務員のあるべき姿ではない。
- (2) 自治法には第2条第14項に「最少の経費で最大の効果を挙げるように」と書かれてある。しかし、城内図書館は、最大の経費で最少の効果をj得るために事務を行っている。これは常識では考えられない。

4 監査対象部局の陳述

平成28年1月20日に、教育次長ほか関係職員による陳述の聴取を行いました。

なお、陳述の要旨は、次のとおりです。

- (1) 事実関係について
 - ア 定形封筒により送付しなかったことについて
請求人から公文書公開請求があり本件通知書を定形外封筒に入れ、140円分の切手を貼付した。当初、本件通知書の破損を防ぎ、公印を押し、丁寧に送りたいという思いがあったので、A4版のクリアファイルに挟み、本件郵便物の発送の準備をした。そのとき、重量は50gを超えていた。
 - イ 必要額を超えた郵便切手の貼付について
実際、発送するにあたり、通知文書が3枚あるのでクリアファイルに入れなくても大丈夫だと思い直し、クリアファイルの経費を考え、当該定形外封筒からクリアファイルを除いたが、重量が下がって、郵送料が変わることに考えが思い至らず、本件郵便物をそのままポストに投函した。
 - ウ 本件郵便物の郵送方法について
請求人の主張のとおり、本件通知書を折りたたんで定形封筒により定形郵便により送付すると、重量は25グラム以下で、郵便料金は82円になっていた。定形郵便により送付すべ

きであり、定形外郵便により送付したことは不適切であった。

5 監査の実施

監査対象部局に対して、関係書類及びその他の記録等の提出を求めるとともに、関係職員からの事情聴取も実施しました。

また、文書の発送に関することを所管する総務局総務部行政管理課（以下「行政管理課」という。）に対しても、関係書類、その他の記録等の提出を求めるとともに、関係職員からの事情聴取も実施しました。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件郵便物の重量について

ア 請求人が持参した本件郵便物を平成28年1月5日に、行政管理課において計量したところ、当該重量は27グラムでした。また、参考に市役所内で通常使用している定形封筒に本件通知書を封入して計量したところ、当該重量は16グラムでした。

イ 城内図書館より本件郵便物と同等の定形外封筒及び本件郵便物として送付しようとしたものと同等のクリアファイルの提出を受け、本件通知書と同等のA4判の用紙3枚とともに、平成28年1月27日に行政管理課において計量したところ、当該重量は52グラムでした。

(2) 本件郵便物発送の経緯について

おおむねは、前記「第2の4 監査対象部局の陳述」のとおりですが、それ以外の事実関係等については、以下のとおりです。

ア 本件郵便物の発送については、12月22日に切手受払簿に記載のうえ、発送準備を済ませた。翌日が休館日であったので24日にポストに投函した。

イ 通常の郵便は、庁内搬送便で行政管理課を経由し、行政管理課から後納郵便で郵送しているが、急ぎの際には切手受払簿に記載のうえ、切手を貼付して郵送している。

(3) 姫路市における郵送に係る事務等について

特に緊急を要するため後納郵便にできない場合、または返信用等のために切手の貼付を必要とする場合、所管課からの申請により行政管理課が切手を交付している。

交付申請については、所管課が「切手交付願」を行政管理課に提出し、必要と認めた場合、切手を必要分交付している。精算は切手の交付後2か月以内に行っている。

(4) 本件郵便物発送に係る条例及び規則等について

郵便物の発送について、姫路市では、姫路市文書取扱規程（昭和60年姫路市訓令甲第6号）及び事務取扱要領である文書事務の手引（平成20年行政課新訂版発行）により、取扱方法を定めているが、姫路市文書取扱規程及び文書事務の手引には、定形封筒若しくは定形外封筒の

使用方法の規定を設けていない。

また、平成20年9月26日付行政課長通知「文書事務、郵送に係る事務等における取り組み事項等の徹底について」において、折りたたんでも差し支えない書類は、A4判10枚程度までは定形封筒を使用するよう通知されている。

なお、公文書の公開請求を定めた姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）、同施行規則（平成14年姫路市規則第21号）にも公文書公開決定通知書等の送付方法についての規定はない。

(5) 城内図書館からの報告について

平成28年2月4日に、請求人の主張する超過額58円分の郵便切手が返納された旨、城内図書館から報告がありました。

(6) 城内図書館からの報告に基づく調査について

前記(5)の報告を受けて、事実関係の調査を実施した結果、認められた事実は以下のとおりです。

ア 城内図書館の平成27年度の切手受払簿（以下「受払簿」という。）の記載は、次のとおりです。

なお、本請求に係る部分のみ抜粋して記します。

(ア) 平成27年12月22日に、公文書公開通知として、100円切手1枚及び10円切手4枚を払い出した記載があった。

(イ) 平成28年2月4日に、返納として、52円切手1枚、5円切手1枚及び1円切手1枚を受け入れた記載があった。

イ 城内図書館が保管する郵便切手のうち、100円切手、52円切手、10円切手、5円切手及び1円切手について確認したところ、現物の枚数と受払簿上の記載から確認できる残枚数が一致しました。

ウ 超過額58円分の切手を購入したとする領収書の現物を確認したところ、以下の事実が認められました。

(ア) 日付は「2016年2月4日」とされていた。

(イ) 領収書の宛名は、関係職員名が記載されていた。

(ウ) 合計は「¥58」とされていた。

2 判断

本件請求は、城内図書館が本件郵便物を発送するに際し、貼付した郵便切手140円分のうち58円分は、不適正な事務処理による支出であるから、姫路市に損害が発生しているとして、関係職員に対し財政的損失を与えた超過額の郵便料金58円を姫路市に返還するよう請求人が求めた事案です。しかしながら、前記第3の1(6)に記載したとおり、郵便切手58円分が補填されていることから、請求人の求める措置は、すでにとられ、姫路市に損害がないものと認められます。

第4 結論

以上のことから、本件請求は、自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たさなくなったものとして却下します。

第5 意見

城内図書館にあつては、郵送料の事務処理を今一度確認し、所属の職員に対して郵便切手使用の際に料金の確認を徹底するとともに、金券類等の取扱いについての重要性に対する認識の再徹底及び一層の経費削減の意識向上を図り、厳正かつ確実に、より適正な事務処理に努められたい。

なお、行政管理課にあつては、今回の事案を受けて、その事務の取扱いについて、改めて点検し、全庁的に職員の意識改革を含めた周知等を講じるよう望みます。